



商工会だより

揖保郡太子町東南51-1

TEL 079-277-2566

FAX 079-277-0068

<https://www.taishi.or.jp>

会員事業所紹介

ホリスティック隠れ家ケアルームTsunagu



ケアルームでは、女性の方にアロマトリートメントを行っています。本来人間が持っている自然治癒力を高める事により病気になりにくい身体と心を作る事、心身のバランスを整えていく事で自分らしく生きていける事を目標に、「香り」「成分」「タッチ」「セラピストの働きかけ」によりアプローチしていきます。

ストレスや更年期等で病院に行くまでもない心身の不調がある方、仕事育児介護等で周りを優先にして自分を後回しにされている女性の方のセルフケアにぜひご利用下さい。



看護師資格をもつアロマセラピストです。看護職をしながら、2015年より自宅の一室でアロマケア活動を開始しました。

今年で11年目となります。

10年間ナースセラピストとして、訪問看護、高齢者施設、重度心身障害児施設でアロマケアを通して色々な方に関わってきました。

今回セラピストとして生きていく選択をし、今後はケアルーム活動を拠点に施設やイベント等様々な場所で活動を広げていく事が目標です。



太子町の皆さまが笑顔で心身共に健康で過ごせますよう尽力していきますと共に、商工会員の皆さまのお仲間に入れていただけると幸いです。今後ともどうぞよろしくお願い致します。



 **Tsunagu**

心とからだを整える
アロマケアルーム

住 所 : 揖保郡太子町黒岡18-2
T E L : 090-8375-4508
営 業 時 間 : 10:00~17:30
ナイトケア : 17:00~21:00 最終受付
代 表 者 : 八木 真理子

※定休日・ナイトケアはHPカレンダーでご確認ください



重 要**令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について**

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以降の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以降の源泉徴収事務に変更が生じます。（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）

【主な改正内容】

- ・基礎控除額が最大95万円まで引き上げ
- ・給与所得控除の最低保障額が65万円に変更
- ・定親族特別控除（最大63万円）の新設
- ・扶養控除等の所得要件が58万円以下に引上げ

改正内容の詳細は、国税庁の特設サイトにてご確認ください。
以下のURLご参照ください。

詳しくは国税庁HPをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



検索



国税庁 令和7年度税制改正

**カスタマーハラスメント防止啓発ポスター
無料配布のお知らせ**

お客様も働く人も、お互いに尊重される社会を目指して、昨年度、太子町と共同でカスタマーハラスメント防止の啓発ポスターを作製しました。まだ十分に在庫がございます。カスハラ対策のためにも、町全体で啓発していきたいと考えております。

現在、太子町商工会で無料配布しておりますので、是非店頭及び事務所等に掲示していただきますようお願い申し上げます。 ※見本下側（実際のサイズB2）

**宮本武蔵像 受像記念切手販売**

※是非、事業所内で郵便を出すときに、太子町をPRしていただませんか。

【110円×5枚】

販売金額：1セット550円

**兵庫県最低賃金のお知らせ**

兵庫県最低賃金

令和7年10月4日から【時間額】 **1,116円**

64円UP

兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。